

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 高 石 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月25日（火） 午後1時30分から 午後2時30分までの間
開催場所		大阪府高石警察署 講堂
出席者	委 員	田口会長 岩本副会長 東口委員 田中委員 中本委員 平岡委員 伊藤委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 警備課長 刑事代理 交通指導係長 交通総務係長 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 皆様、こんにちは、なかなか梅雨入りしなくて、ようやく梅雨入りした感じですけど、今年は例年になくすごく高温多湿とのことです。 私の仕事は建設業で、現場での熱中症を気にしてやっているんですが、今日お集まりの皆様も熱中症等ならないよう御自愛いただき過ぎていただけたらと思います 今年第2回目の高石警察署協議会ということで、皆様大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。 4月の異動で、署長を始め、たくさんの署員が替わられたとのことですが、協議会のメンバーは一緒ですので、高石のために皆様頑張っていただけだと思います。 よろしくお願いいたします。 話は変わりますが、私は昔から建設の仕事をやっておりまして、昔は建設現場に行きますともれなく「怖い人」がやってきて「どこで仕事してるんや」等言って絡んできたんですが、暴力団対策もあって最近現場ではこのような事が珍しくなり、高石でも7、8年前を最後にこのようなことがなくなりました。 警察の方の努力もあって我々も仕事をしやすい環境になってきたのか

なと思います。

また、一方で最近は「特殊詐欺」というものが顕著に出てきて、犯人側はA I を使って子供の声とか家族の声に、そっくりな声を作り電話を掛けるといった手法を用いているようです。

一方で被害者側も撃退する声を作って対策すると共に「振り込め」等のワードを検知したら振り込め詐欺だと注意喚起されるといった新たな技術もでてきたようで、犯人側も被害者側にも活用されているようです。

高石というところは、他の地域に比べたら平和と言いますか割と事件が少ないところで、これも警察署の皆様がたゆまぬ努力でそういう地域にしてくださっているものと感謝しております。

今回、新しく赴任されてきた方もたくさんいらっしゃると思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

2 署長挨拶

皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、当署まで御足労いただきありがとうございます。

また、平素は警察行政におきまして高石署の業務に深い御理解をいただき誠にありがとうございます。

私からは、まず、犯罪情勢についてお話しします。

今年の5月末の大阪府内の刑法犯認知件数は

32,182件

で、前年よりも約840件増加しています。

一方、高石署管内の5月末の刑法犯認知件数は163件で、前年とほぼ同数となっております。

ここ高石で発生する全刑法犯のうち、一番多い刑法犯は、実は自転車盗で、その発生件数は

69件

と、高石署管内で発生する全刑法犯の約半数を占めております。

特に目立つのが、鍵を掛けずに自転車を置いて被害に遭う方で、当署といたしましても、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行っております。

次に全国的に発生が止まらない特殊詐欺についてですが、昨日までの府下の認知件数は

1,141件 被害額 約25億円

と非常に多発しておりますが、高石市はと言いますと、

3件 被害額 約2,000万円

で、昨年よりも6件減少しております。

これは、アポ電入電時に市役所の御協力を得て防災無線で、注意喚起

議 事 概 要

を行ったり、特殊詐欺対策器貸与事業が功を奏したおかげと考えております。

しかし、そうは言いましても現在も管内で還付金を装うアポ電は掛かってきており、予断を許さない状況に変わりありません。

署としまして高齢者に対しての防犯教室やキャンペーン、それに高齢者宅への通話録音装置の設置を働き掛ける等特殊詐欺犯罪被害防止に取り組んでいます。

次に、誰もが当事者になり得る交通事故についてです。

残念ながら、今年に入り、死亡事故が管内で1件発生しております。

また、負傷者を伴う人身事故も55件発生しています。

更なる犠牲者が出ないよう署員一丸となって対応しているところで

す。

このように、高石市の治安を維持するために、署員一同、今後とも各種犯罪の抑止検挙に向け、職務に邁進していく所存ではありますが、警察の力だけでなし得るものではなく、市民等の皆様のご協力が必要不可欠でございます。

特にこの警察署協議会は署の業務運営に民意を反映させるために設置された諮問機関でございます。

どうか協議会の皆様におかれましては、何か街でお気づきの事がありましたら、お教えてください。

今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日御臨席の皆様の御多幸と御健勝を祈りまして、私の挨拶とさせていただきます

3 警察署幹部（出席者）あいさつ（省略）

4 管内犯罪発生状況について

① 管内犯罪発生状況（刑法犯認知件数）

② 最も多い自転車盗の発生状況（発生場所、施錠状況）

③ 自転車盗被害の防止方策

5 駐車監視員の新規導入について

① 駐車監視員の新規導入について

② 駐車監視員の活動ガイドラインの説明

③ 地図による対象エリアの説明

6 生活安全部少年課監修による

広報啓発動画「STOP! 闇バイト」上映

7 質疑応答（事前質問に対する回答）

(1) 自転車等に関する交通法規について

【委員】

○ 歩車分離信号の場合、自転車はどちらの信号に従うのが正解でしょうか

また、電動キックボードや自走式の電動自転車の場合はどうでしょうか

【警察】

● 歩行者自転車専用の補助標識があれば、自転車は車道若しくは歩道を走行していても歩行者用の信号機に従ってください

補助標識がない場合、自転車は原則、車道を走っていれば、車両用の信号に従い、歩道を走っていれば、歩行者用信号に従います。

歩車分離式の交差点でもこれが変わる事はありません。

電動キックボードについては、車体の大きさ、電動機の出力等の基準によって、一般の原付、特定小型原付、特例小型原付にそれぞれ分かれます。

特定・特例小型原付は免許不要で、例外的に自転車歩道通行可の標識があれば歩道を通行する事が可能です。

特定・特例小型原付についても自転車同様に車両のカテゴリーに入りますので、歩行者自転車専用の補助標識がある場合は歩行者用の信号機に従い、ない場合は車道を走行していれば車両用の信号に従い、歩道を走っていれば、歩行者用信号に従います。

【委員】

○ 最近、自転車に乗りながらスマホをしたり危険な運転をよく見かけますが、自転車による交通違反に罰則等はあるのでしょうか

罰則があれば実際に適用されているのでしょうか

【警察】

● 自転車の携帯電話使用違反については罰則（5万円以下の罰金）が定められています。

他にも自転車の一時停止違反についても罰則（3月以下の懲役または5万円以下の罰金）が定められており、実際に適用されています。

2年以内に道路交通法の改正法が施行される予定で、改正後は青切符が適用されます。

【委員】

○ 自転車で飲酒運転をして摘発を受けた場合、保有している運転免許証の減点対象となりますか

【警察】

● 自転車の飲酒運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金となり刑事罰になります。

議 事 概 要	点数の減点対象になるか否かについては個々の案件に応じて審査され決定されます。 (2) 小学生児童等に対する交通安全教育について 【委員】 ○ 小学生の登下校時に横断歩道で旗振りをされているボランティアの方からの意見です 子供等を横断させようと旗を振っても停止線で止まってくれる車がまだまだ少ない 信号のある交差点（歩車分離式）で自転車の横断方法を理解しながら都合の良い渡り方をしている 交通ルールが徹底されていないように感じる これら行為を見た子供等が正解の分からないまま成長する事のないように大人達（旗を振る人）も含めて「学ぶ機会」が欲しいとの意見がありました。 私の経験から、関西スーパーの前（アプラ高石前）の横断歩道でもルールを守らない車が散見されたが、制服のおまわりさんが立ってくれた事でピタッと止まったように思われます。 現場での指導も含めて、制服の警察官に立ってもらえないかなあと思います。 【警察】 ● これについては歩行者妨害という違反が成立します。 歩行者妨害違反は令和3年度、府下で6,727件検挙しています。 ちなみに令和4年度は8,550件で令和5年度は9,954件の検挙があり、年毎に検挙件数は増加しており、大阪府警においても特に取り締まりに力を入れている違反になります。 高石市内におきましても、引き続き取り締まりの強化を図り、市民の皆様に成果を実感していただけるよう努めて参ります。 また、子供達が交通ルールを学ぶ機会について説明します。 毎年、高石市内の各小学校、中学校を廻って、学生に対し安全教育を実施しています。 高石市役所並びに高石交通安全協会等と連携して実施しており、その内容は自転車の交通ルールを中心としたものになっています。 現場での指導に関しましては、一度案件を持ち帰り検討のうえ回答させていただきます。 8 質疑応答（その他の質問） 質問なし
---------	--